

瀬戸内市住宅用脱炭素推進設備導入補助金

初期費用ゼロ型

補助制度の手引き

地域脱炭素移行・再エネ推進事業（重点対策加速化事業）

<注意事項>補助金の申請をされる方は必ずお読みください。

- ① 本補助金は「個人」への設置に対するものであり、原則として「民間事業者」への設置は補助対象外です。
- ② 令和6年2月29日(木)までに実績報告を行うことができる事業計画が補助対象となります。
- ③ 同一の補助対象設備に対して、他の補助金との併用はできません。
- ④ 固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP 制度の認定を受けた設備は補助対象外です。
- ⑤ 太陽光発電設備を導入した場合、太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費し、導入後5年間は発電量、売電量が分かる書類を保管する必要があります。
- ⑥ 定置用蓄電池のみの導入は補助対象外です。
- ⑦ 蓄電容量に対して、1kWh 当たり 15 万 5 千円（工事費込み・税抜き）を超えた蓄電池は補助対象外です。
- ⑧ 交付決定前に補助事業の工事の契約等をすると補助対象外です。
- ⑨ 太陽光発電設備の最大出力は kW 単位で小数点以下を切り捨てた値を補助金額の算出基準とします。
- ⑩ 申請受付は先着順に行い、予算額に達した場合は予告なく募集を終了します。
- ⑪ 導入した設備は、耐用年数が経過するまで、補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

令和5年度

1. 補助の対象者

補助対象者の条件 次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 市内の住宅に対して補助対象設備を導入するリース又は PPA 事業者であること
- (2) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと
- (3) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成 23 年瀬戸内市条例第 32 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと

2. 補助の対象設備の主な要件

共通要件

- 専ら居住する住宅に導入する設備であること（集合住宅は対象外）
- 商用化され、導入実績があるもの（中古設備は対象外）
- 耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録を行わないこと
- 令和 6 年 2 月 29 日（木）までに実績報告を行うことができる事業計画であること
- 同一の補助対象設備に対して本補助金以外の補助金を受けないこと

個別要件 各設備に係る要件をすべて満たすこと

（ア）太陽光発電設備

- 固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと
- 太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費すること（導入後 5 年間は発電量、売電量が分かる書類を保管すること）
- 接続供給（自己託送）を行わないものであること
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること

（イ）定置用蓄電池

- 本事業で導入する太陽光発電設備と併せて導入すること
- 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
- 蓄電容量に対して、1 kWh 当たり 15 万 5 千円（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池であること
- 6 ページの「蓄電池仕様」に適合するものであること
- 定置用であること

(ウ) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）

- 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を導入できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入または再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする
- 外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）
- リース等の契約期間が耐用年数以上であること

(エ) 充放電設備・充電設備（以下「充放電設備等」という。）

- 本事業で導入する電気自動車等と併せて導入すること
- 充放電設備、充電設備について、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。
- 「CEV 補助金」で交付対象となる銘柄に限る

3. 補助の対象経費

補助対象設備の導入に要する費用のうち、次に定める費用が対象

補助対象設備	補助対象経費
(ア) 太陽光発電設備	設備費及び工事費（税抜）
(イ) 定置用蓄電池	設備費及び工事費（税抜）
(ウ) 電気自動車等	車両費（税抜）
(エ) 充放電設備等	設備費及び工事費（税抜）

4. 補助の金額

補助対象設備ごとの補助金額

補助対象設備	補助金額
(ア) 太陽光発電設備	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方（kW 単位で小数点以下を切り捨てた値）に、1kW 当たり 10 万 5,000 円を乗じた額と、補助対象経費（税抜）を比較していずれか低い方の額とし、63 万円を限度とする
(イ) 定置用蓄電池	補助対象経費（税抜）の 1/3 とし、31 万円を限度とする

(ウ)電気自動車等	蓄電容量(kWh)の1/2に4万円を乗じた額とし、経済産業省の行う「CEV補助金」の銘柄ごとの補助金交付額を限度とする
(エ)充放電設備等	補助対象経費(税抜)の1/2とし、「CEV補助金」の設備費及び工事費ごとの補助金交付額を限度とする

※交付金相当分をサービス料金から控除すること。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

5. 交付申請

申請方法

補助対象設備の工事の契約等をする前に「住宅用初期費用ゼロ型脱炭素推進設備導入補助金交付申請書(様式第1号)」と下記書類を添えて、生活環境課に提出してください。提出された交付申請書の審査を行い、交付決定通知書を送付します。

※交付決定前に工事の契約等をすると補助対象外となります。

※住居の新築と同時に整備する場合、FIT制度またはFIP制度に係る事業計画認定申請をしていないものに限り、交付決定後に利用開始するものも対象となります。

※先着順で受け付け、予算額に達した場合は募集を終了します。

※補助対象年度において、初めて申請する場合は「瀬戸内市住宅用初期費用ゼロ型脱炭素推進設備導入補助事業開始届」を提出してください。

交付申請書に添付する書類

- ① 申請に係る一般住宅の位置図
- ② 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書等
- ③ その他市長が必要と認める書類(確認表(初期費用ゼロ型)を添付)

補助事業開始届に添付する書類

- ① 事業者の登記事項証明書の写し
- ② 市税の滞納がないことの証明書
- ③ 電力使用契約の内容がわかる約款や実績がわかる資料など

6. 申請内容の変更・中止

交付決定後に補助事業の内容を変更・中止をする場合、「住宅用初期費用ゼロ型脱炭素推進設備導入補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)」を事前に生活環境課に提出してください。提出された(変更・中止)承認申請書の審査を行い、(変更・中止)決定通知書を送付します。

※(変更・中止)決定前に着工をすると補助対象外となります。

7. 実績報告

報告方法

補助対象設備の事業完了から 20 日以内、または令和 6 年 2 月 29 日（木）のいずれか早い日までに「住宅用初期費用ゼロ型脱炭素推進設備導入補助金実績報告書（様式第 5 号）」と下記の書類を添えて、生活環境課に提出してください。なお、太陽光発電設備は発電開始をもって、事業完了となります。

併せて、交付決定通知書の案内に従い、生活環境課（0869-24-7281）まで連絡をお願いします。日程調整を行ったのち、市役所職員が現地確認に伺います。

実績報告書に添付する書類

添付書類	太陽光 発電	定置用 蓄電池	電気自 動車等	充放電 設備等
補助対象経費及びその内訳が記載された領収書等の写し	○	○	○	○
利用者の利用料の合計額から補助金交付額相当分が控除されることが分かる書類	○	○	○	○
補助対象設備の設置状況を示す写真	○	○	○	○
リース/PPA の契約書の写し	○	○		
(余剰電力を売電する場合)売電契約書の写し	○			
契約書の写し			○	○
自動車検査証の写し			○	
(本事業を用いずに導入した設備と接続する場合) 電気自動車と接続している再エネ設備の発電量が分かるもの			○	
(再エネ発電量の不足分を再エネ電力証書等の調達で補う場合) 再エネ電力証書等により調達する電力量が分かるもの			○	
その他市長が必要と認めたもの	※必要に応じてご提出いただきます			

※報告期限までに提出できない添付書類がある場合は、別途ご相談ください。

8. 実績報告後の流れ

交付額の確定

提出された実績報告書の審査を行い、交付額確定通知書を送付します。

交付額確定通知書が届いたら「住宅用初期費用ゼロ型脱炭素推進設備導入補助金交付請求書（様式第7号）」を生活環境課に提出してください。

9. 提出方法

令和5年6月1日（木）から受付を開始しています。

書類の提出は原則として郵送（簡易書留等の追跡機能付き郵便が望ましい）をお願いします。ただし、直接持参を希望する場合は、本庁生活環境課窓口での提出も可能です。

補助制度の概要については詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

●書類提出先・問い合わせ先●

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

瀬戸内市役所 環境部 生活環境課（本庁舎1階）

電話番号：0869-24-7281

●蓄電池の仕様

1. 蓄電池パッケージ

- (a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

<表示例>「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3. 蓄電池部安全基準

(a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011 (一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

4. 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

5. 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

6. 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。